

国見町コミュニティクラブ活動方針

国見町部活動地域移行推進協議会

令和6年3月

目次

1 基本方針

- (1) はじめに
- (2) 国見町の部活動の現状
- (3) 地域における地域クラブの在り方とその構築

2 国見町コミュニティクラブの理念

3 国見町コミュニティクラブ活動の運営について

- (1) 組織
- (2) 事業実施にあたって
- (3) 活動の基準について
- (4) 指導にあたる際の基本方針
- (5) 指導力の向上

4 活動場所

5 スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

- (1) クラブ員の健康管理
- (2) 事故の未然防止
- (3) 熱中症の未然防止
- (4) けがへの対応

6 費用・会計

- (1) クラブ員の費用負担について
- (2) 保険の加入

7 その他

1 基本方針

(1) はじめに

本指針は、休日の「学校部活動」が地域に移行した「地域クラブ活動」を対象としている。

休日の部活動の地域移行については、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受け、福島県は令和7年度末までにすべての学校部活動の休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行することを目標とした。国見町においても、町内における地域の実情等を踏まえ、可能な限り早期の地域移行の実現を目指し、3年間で休日の運動部活動の地域移行の完了を目指すとともに、将来にわたり、持続可能な運営を行うことで中学生が地域でスポーツ・文化芸術に親しむことのできる環境の充実に取り組む。

本指針は、福島県学校部活動の在り方に関する方針を基にし、国見町における地域クラブ活動の指導、運営や管理等の拠り所となる共通理解事項についてまとめた。

国見町コミュニティクラブ（地域クラブ活動）は、本指針を踏まえた目的や活動内容、運営方法等が記された規約等を作成するとともに、本指針を遵守した活動を行うこととする。

(2) 国見町の部活動の現状

県北中学校における部活動の活動方針では、教師と生徒、生徒相互の人的なふれ合いをもとにして、望ましい集団生活を通して豊かな学校生活を経験させ、人格の調和的発達を図り、健全な社会生活を営む上に必要な資質を養うこと、生徒はそれぞれに部を結成し、部の特性を発揮し、自主的積極的に活動を展開することを目的としている。令和5年度現在、運動部活動はバレーボール、バスケットボール、卓球、ソフトテニス、文化部活動は美術部、吹奏楽部がある。部員数が少ない部活動では他の学校との合同チームで中体連へ出場している。部活動への加入は任意としている。

(3) 地域における地域クラブの在り方とその構築

【スポーツ庁及び文化庁が示す方向性】

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）及び文化庁活動の地域移行に関する検討会提言（令和4年8月9日）には、以下のように示されている。

休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできることから取り組むことが考えられる。地域移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。また地域移行完了時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末までを改革推進期間として、段階的に地域移行を進めながら、令和8年度以降も持続的に取り組むことが可能な体制を整備する。

【福島県の方針】

少子化が進展する中、従来と同様の運営体制での維持は難しくなってきたおり、学校や教師だけでは解決できない課題となっている。令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、地域の状況に応じて柔軟な体制作りが進められるように支援していく。未来のふくしまっ子のため、持続可能な運営体制を学校と地域が協働・融合し、望ましいスポーツ環境の構築を目指す。

【国見町が目指す姿】

将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。そのために、学校だけで実施していた活動を、学校と地域が一体となった活動に変えていく。ただし、学校部活動の教育的意義や役割については地域単位の活動においても継承・発展させていく必要があるため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動として行うことができるようにする。

改革推進期間である令和5年度から7年度末までの3年間において、国見町コミュニティクラブ（地域クラブ）を設立し、すべての休日の運動部活動を学校部活動から国見町コミュニティクラブ活動（地域クラブ活動）へと移行を進めることを目標とする。

2 国見町コミュニティクラブの理念

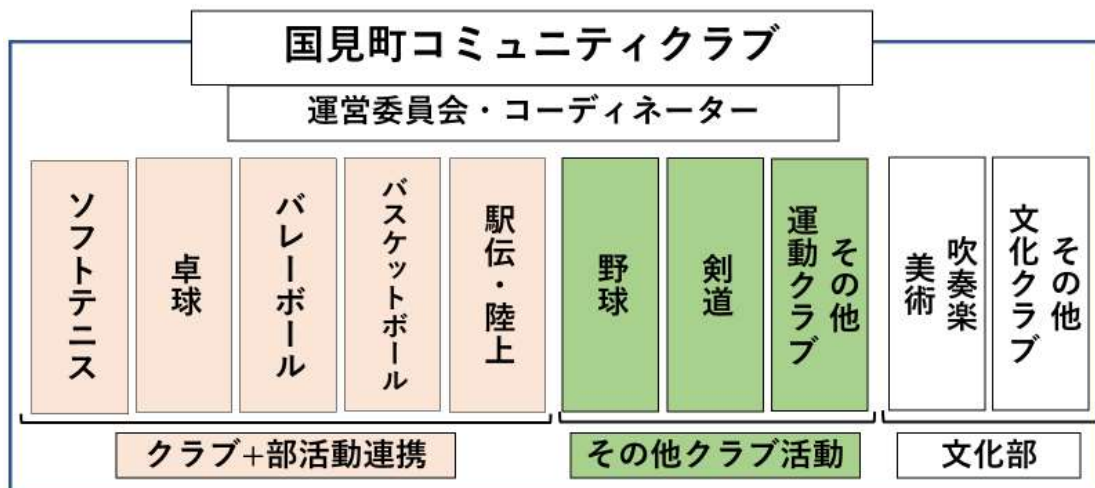
理 念 「夢 と も に 探 そ う」

- 子どもたちの夢に向かって頑張る姿を地域の大人たちがサポートし、人間性と郷土愛を育むクラブを目指す。
- 豊かな人間関係の中で、達成感を持ち、ともに夢中になれるクラブを目指す。
- 次世代へつながり、循環していくクラブを目指す。

3 国見町コミュニティクラブ活動の運営について

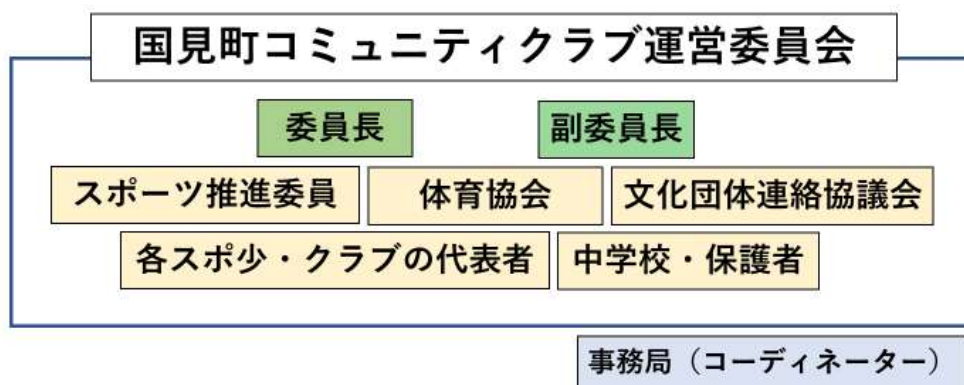
(1) 組織

- ・国見町コミュニティクラブは、国見町にあるスポーツ少年団を基本に、緩やかな協議体となり運営する。



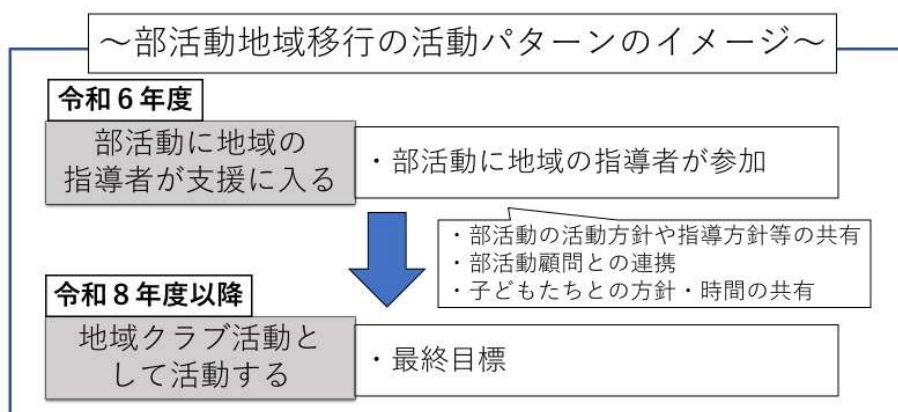
- ・事務局にコーディネーターをおく。コーディネーターは中学校と各団体との連絡・調整の役割を担う。

- ・国見町コミュニティクラブの運営を支える運営委員会を設置し、クラブの運営や活動にあたっての協議や検証を行う。



(2) 事業実施にあたって

- ・中学校運動部活動のある競技（ソフトテニス、卓球、バレーボール、バスケットボール、駅伝）について、令和7年度末までの移行期間は、中学校部活動の活動日程の下、顧問と連携して活動を行う。



- ・その他のクラブ活動については、各団体の活動方針のもと、活動を行う。
- ・適宜、指導者に対する研修会や救急救命講習等を実施する。

研修内容（例）

- 【3月】部活動と中体連：部活動の意義や現状について
中学校部活動及び各種大会参加等について
- 【4月】スポーツ医学：成長期の心身の健康や適正な運動量等、
適切な活動の在り方について
救急救命講習：心肺蘇生法やAEDの使用法 等
- 【7月】コーチングについて：コーチング入門
自己肯定感や意欲を高める指導の工夫
- 【8月以降】スポーツ栄養 等

- ・文化部活動については、継続して地域移行に向けた協議を進める。

(3) 活動の基準について

- ・国見町コミュニティクラブは、クラブ員である中学生の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。
- ・原則として中学校の部活動の地域移行に該当する競技については当基準を遵守する。

○活動時間

<平日>

- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

<休日>

- ・1日の活動時間は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

○休養日

- ・週当たり2日以上以上の休養日設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、クラブ員が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○活動時間及び休養日に関する留意点

- ・活動時間及び休養日については、成長期にあるクラブ員が、運動、食事及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学等の観点から設定する。
- ・中学校の定期テスト3日前(7教科の場合は4日前)は、活動しないことを原則とする。大会があり、テスト前休止期間に活動を行うときは、保護者の承諾をとる。
- ・夏季休業中の中学校の閉庁期間については、活動日は設けない。
- ・年末年始については、クラブ員の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。

月	火	水	木	金	土	日
部活動	部活動	その他 活動	部活動	部活動	地域クラブ 活動	部活動・ 地域クラブ 活動
						
子どもたちの健康面や発達に配慮しながら活動						
活動の基準を遵守						

(4) 指導にあたる際の基本方針

国見町コミュニティクラブ活動において、指導者は下記事項を遵守する。

- ・クラブ員の人権や人格を尊重する。
- ・クラブ員の自主性を尊重する。
- ・クラブ員の立場に立って考える姿勢を持ち、冷静な判断の下、指導にあたる。
- ・クラブ員の発達の段階や心理的特徴に配慮した指導を心がける。
- ・勝利至上主義に陥らず、過程を大切に、クラブ員の努力を進んで賞賛する。
- ・クラブ員の成長や達成感・自信につながる指導を心がける
- ・思いやりを持ち、チームワークを深められるような指導を心がける。
- ・種目の楽しさを伝え、楽しむ力が育めるよう支援する。
- ・クラブ員の個人情報の保護に十分に配慮する。
- ・中学校と適宜情報を共有する。
- ・発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導にあたる。
- ・国見町コミュニティクラブ活動方針を遵守する。

(5) 指導力の向上

- ・指導者は、県が主催するスポーツ指導者講習会へ積極的に参加する。
- ・体育協会をはじめとするスポーツ関係団体とも連携し、競技力と同時に心身の健全な成長を目指す指導力の向上を図る。

4 活動場所

- ・活動場所は、各スポーツ団体が手配する。なお、小・中学校の施設を利用する場合は、「国見町学校等体育施設使用申請書」を提出し、許可を得て使用する。

5 スポーツ傷害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

(1) クラブ員の健康管理

- ・練習中に声をかけ、クラブ員の疲労状況や精神状況を把握しながら指導をする。また、リーダーとなる生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言やその他の支援にも留意する。
- ・計画的な活動により、各クラブ員の発達段階や体力、技能の習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意する。

(2) 事故の未然防止

- ・けがや事故を未然に防止し、安全な地域クラブ活動を実現するため、指導者等一人ひとりが救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解し、緊急時に適切に対応できるようにする。なお、AEDの設置場所については下表のとおり。

国見町学校・体育施設AED設置場所		
施設名	場所	台数
上野台体育館	ロビー	1
柏葉体育館	1階玄関	1
県北中学校	体育館玄関	1
国見小学校	体育館入口	1

- ・障がいのあるクラブ員については、一人ひとりの障がいの程度や状況等が様々なことから、中学校と適宜連携を図り、行動の観察と危険を予測しながら安全に十分配慮して指導に当たる。

(3) 熱中症の未然防止

- ・クラブ員の活動前、活動後の健康観察を十分に行うとともに、天候及び活動内容に応じて、活動場所や時間、服装、水分補給等に配慮する。また、疲労の蓄積や心身のストレスによる体調不良の予防に配慮する。
- ・屋外での活動においては、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変や大気汚染による注意報等が発令された場合には、計画の変更・中止等の適切な措置を講じる。
- ・熱中症警戒アラートを活用し、事前の情報を得る。
- ・暑さ指数（WBGT）計を用い、運動前の熱中症予防運動指数を確認する。
- ・WBGTが31℃以上の時は、運動は中止とする。
- ・指導者へ熱中症事故等の防止について周知徹底を図るとともに、万が一発症した場合は速やかに医療機関を受診させる。

(4) けがへの対応

- ・緊急時の連絡先を確認し、適切な対応ができるようにする。
- ・活動中のけがについては、医療機関で診察、治療を受ける。

【病院リスト】(参考)

総合病院	国見町	公立藤田総合病院	024-585-2121
	伊達市保原町	保原中央クリニック	024-575-3231
	伊達市	北福島医療センター	024-551-0551
内科	国見町	村上医院	024-585-2152
	国見町	武田胃腸科内科医院	024-585-2630
	桑折町	遠藤内科医院	024-582-6788
	桑折町	井上内科クリニック	024-581-2202
	桑折町	まつもとクリニック	024-582-4800
	伊達市	大山クリニック	024-583-2136
整形外科	桑折町	さとう整形外科クリニック	024-581-0123
	伊達市梁川町	おの整形外科クリニック	024-527-1055
	伊達市保原町	さとう整形外科内科クリニック	024-572-7606
	伊達市	菊地整形外科	024-583-2633
	伊達市	ミツバチいたみと眠りのクリニック	024-572-5328

6 費用・会計

(1) クラブ員の費用負担について

- ・中学生が国見町コミュニティクラブで活動するにあたり、新たな費用負担は求めない。
- ・文化部活動や新たに国見町コミュニティクラブとして活動する団体の費用負担については、適宜協議を行う。

(2) 保険の加入

- ・中学校部活動として活動する場合は学校で加入している日本スポーツ振興センターの保険が適用となる。地域クラブ活動へ移行する際に再度検討を行う。
- ・その他のクラブ活動においては、これまで通り各団体での保険に加入する。
- ・指導者が国見町コミュニティクラブに所属し指導する場合には、スポーツ安全保険に加入する。

7 その他

- ・教職員等が国見町コミュニティクラブにおいて指導を希望する場合は兼職兼業の許可を得る。